○国土交通省告示第十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

河原田川二

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市熊野町、同市西脇町の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十一年建設省告示第百九十七号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	37°20′28.9793″	136°53′45.2907″
2	37°20′25.6936″	136°53′46.4880″
3	37°20′16.6966″	136°53′51.0863″
4	37°20′15.2190″	136°53′51.1397″
5	37°20′13.1646″	136°53′46.2563″
6	37°20′15.5906″	136°53′41.8145″
7	37°20′21.7015″	136°53′41.8918″
8	37°20′28.9179″	136°53′42.8960″

○国土交通省告示第十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　河原田川二

石川県輪島市熊野町、同市西脇町の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°20′28.9793″	136°53′45.2907″
2	37°20′25.6936″	136°53′46.4880″
3	37°20′16.6966″	136°53′51.0863″
4	37°20′15.2190″	136°53′51.1397″
5	37°20′13.1646″	136°53′46.2563″
6	37°20′15.5906″	136°53′41.8145″
7	37°20′21.7015″	136°53′41.8918″
8	37°20′28.9179″	136°53′42.8960″

○国土交通省告示第十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高倉川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第五百六十三号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県糸魚川市大字下倉

字池田

七二七番一　一号
七三〇番一　二号
七一〇番二　三号
七〇九番一　四号
七五二番八　五号
七三七番二　六号
七二八番二　十六号
字枯木平　一三七六番一五　七号
一三七六番八　八号から十号まで
一三九九番一　十一号及び十二号
一四〇〇番　十三号
一四〇一番一　十四号及び十五号

○国土交通省告示第十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

陶渓流

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市陶

字越峠　一一一六番一　一号から四号まで
一一一四番　五号
一一一三番　六号
字鍛冶屋　四〇八〇番第一　七号及び八号

○国土交通省告示第十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝浜沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県利根郡みなかみ町下牧の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°42′51.9541″	138°59′23.3957″
2	36°42′51.8130″	138°59′24.8607″
3	36°42′52.0740″	138°59′28.7844″
4	36°42′52.3123″	138°59′32.3692″
5	36°42′51.5053″	138°59′32.3727″
6	36°42′51.3412″	138°59′30.2993″
7	36°42′50.4438″	138°59′27.0898″
8	36°42′50.2728″	138°59′24.8002″
9	36°42′50.0024″	138°59′23.6955″
10	36°42′50.0505″	138°59′21.4752″
11	36°42′50.1887″	138°59′20.7845″

○国土交通省告示第二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐須瀬在家川

二　砂防法第二条の土地の表示

長崎県対馬市厳原町佐須瀬の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を平成二十九年国土交通省告示第六百六十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°09′05.0596″	129°11′02.1341″
2	34°09′04.1594″	129°11′01.7934″
3	34°09′03.2358″	129°11′00.7978″
4	34°09′02.1408″	129°10′59.4424″
5	34°09′02.2060″	129°10′59.3190″
6	34°09′03.4510″	129°11′00.2954″
7	34°09′04.2060″	129°10′59.9857″
8	34°09′05.2766″	129°10′59.9344″